

議案第147号

宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第148号

宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 用語の説明

| 用語                          | 用語の説明  | 説明の出典           |
|-----------------------------|--|-----------------|
| <b>1 特定車両停留施設関連</b>         |  |                 |
| コンセッション<br>(公共施設等運営権)       | 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供できる。 | 内閣府<br>ホームページ   |
| 兼用工作物協定                     | 道路と、それ以外の公共の用に供する工作物又は施設とが、相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路管理者及び他の工作物の管理者は、その管理について協議して管理の方法を定めることができるとされる規定に基づく協定。                               | 法律(道路法)         |
| <b>2 歩行者利便増進道路関連</b>        |  |                 |
| 無余地性の基準                     | 道路の占用については、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでなければならないと規定されている。今回の歩行者利便増進道路の制度を用いると、その規定にとらわれず道路の占用の許可を与えることができることとされた。                           | 国土交通省<br>ホームページ |
| <b>3 自動運行補助施設関連</b>         |  |                 |
| 道路附属物                       | 道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、道路上の柵、駒止め、並木、道路標識、道路情報管理施設などをいう。  | 法律(道路法)         |
| 自動運転車の運行を補助する施設<br>(磁気マーカ等) | 設置した施設の磁気や電波を車両のセンサーが感知することで、走行する際の自己位置特定を補助するもの。<br>・電磁誘導線：主に連続的に線形(ライン)に路面下に敷設する。<br>・磁気マーカ：主にスポット的に目印(マーカ)として路面下に敷設する。              | 国土交通省<br>ホームページ |